

日 時

平成21年2月23日(月)午後2時から

場 所

流山市役所 302会議室

次 第

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題 (1) 流山市高齢者支援計画の策定について
  - ア 流山市高齢者支援計画(案)について
  - イ パブリックコメントの実施結果
  - ウ 答申(2) 流山市障害者計画・流山市障害福祉計画の策定について
  - ア 流山市障害者計画・流山市障害福祉計画(案)について
  - イ パブリックコメントの実施結果
  - ウ 答申
4. 閉会

出席した委員及び職員

出席委員・・・	米山 孝平	中 登	玉川 定雄	漆原 雄一
	渡部 昭	松本 裕美	山崎 秀雄	篠田 光代
	高橋 栄吉	大野 トシ子	久保 悌次郎	横尾 裕
	坂口 洋	中澤 金司	坂本 ヒロ子	

事務局・・・健康福祉部長 高市 正高  
障害者支援課長 小笠原 正人  
高齢者生きがい推進課長 豊田 和彦  
介護支援課長 上村 勲  
健康増進課長 須賀 博宣  
介護支援課長補佐 佐々木 正明  
介護支援課主査 菊地 義博  
障害者支援課長補佐 山口 隆  
障害者支援課長補佐 村越 友直  
社会福祉課健康福祉政策室長 友野 哲雄  
社会福祉課健康福祉政策室主査 海老原 芳夫

傍聴人・・・なし

## 会議の内容

### (1) 流山市高齢者支援計画の策定について

#### ・ア流山市高齢者支援計画(案)について

(事務局から流山市高齢者支援計画(案)について説明)

議長： 皆様のご意見・ご質問をいただきたいと思います。

委員： 第1点は、計画案111ページの標準給付費とはどのような内容のものでしょうか。第2点は、137ページに地域密着型サービスというのがありまして、112ページの費用の負担割合というのがありますが、地域密着型サービスの財源は、流山市の財源になっているか、国からの補助が入っているのかどうか伺います。

事務局： 標準給付費は、最終的に介護保険料を算定する上で給付費の全体の必要額になります。項目で見ますと特定入所者介護サービス給付費、高額介護サービス費等、算定対象審査支払い手数料、この3つにつきましては、普通の給付費とは違っています。普通の給付費は使用料の90%が給付費として給付されるわけですが、この3つにつきましては、まず一番上から2段目特定入所者サービス給付費、これはある一定の方だけのホテルコスト、食費と居住費の補足給付でございます。その下の高額介護サービス費というのは、利用者の1割負担がある一定以上になった場合にだけ特別に後から償還で給付されるものでございます。その下の審査支払い手数料は、これは国保連合会が市に代わって審査をやっているその審査に対する手数料ということで、この3つにつきましては、通常の給付費とは違ったかたちで算出され、支払いを行っていますので、この3つを総給付費以外に特出しで表現させていただいているところです。

2点目ですが、137ページの地域密着型サービスに係る費用と112ページの財源がどこに入ってくるかですが、介護保険のサービスは、1割が本人負担で残り9割につきまして112ページの表の割合で負担をしていこうというのが大きな考え方でございます。そして、136・137ページにあります介護保険提供サービスのいろいろなサービスをされております費用分については、さきほどの割合の表のようなところで割合の按分の中で出させていただくもので、136ページの介護給付に係るサービスについては、予算でいきますと保険給付費の中から出していくものでございます。その中には地域密着型のサービス等もございます。そのような割合で、財源としては保険料を含む国、県、市の負担割合の中で出させていただいているところでございます。

委員： ・30ページの1、健康診査・特定健診の中で「後期高齢者の被保険者を対象」と書いてあります。最近マスコミなどでも、後期高齢者の保険証を取られる、未納が増えてきて保険証を自治体に返さざるを得ない方も増えてきていると聞いています。保険証がない人はどうなるのか。後期高齢の対象者にできないものかなと思います。

・117ページからの資料編ですが、アンケートの設問を簡略化して書いていただいていると思いますが、アンケートの設問をそのまま載せれば簡略化した説明はいらなくてすむと思います。こういう設問に対してこういう結果がでましたと

書いてもいいのでは。だいぶ端折りすぎてどういういった設問でこういう答えが出たのがわかりずらくなっているのでは。厚生労働省もアンケートを取られても、アンケートそのものを載せています。答申書ですからそのものを載せていいのかなと思います。

・30ページのがん検診について、健診をしましょうと「広報やホームページにより啓発」と書いてありますが、それだけでは見落とされる方も多いと思いますので病院の待合室にポスターとかも一つの手なのでここに書き加えていただければもう少しわかりやすいかなと思います。

・38ページの高齢者の社会参加促進について、一つの目標としての私の考えですが、「高齢者の生きがい推進及び健康保持のため、持てる力を生かせる場の提供を」と書いてありますが、スポーツのグランドゴルフ協会とかゲートボール協会とかボランティアの養成講座があるので、市がもうひと踏みしてもらってゲートボールとかグランドゴルフでしたら市主催の大会を開いていただくとか、ボランティア、老人クラブとかでテーマを決めて発表会をしていただくとか、市主催でもう少し催し物を広げていったらもっと皆さんが参加できるのかなと思います。

事務局： ・第1点の質問ですが、去年の6月に、国から「悪質なものに限り、資格証明書の発行対象とする。」という趣旨の通達が出されました。相当な収入があるのに関わらず収めないような悪質な者に限って適用するようにという話がありました。今年2月には、「資格証明書を発行するにあたっては、その方の十分な事情を把握しなさい、その把握の方法は、会える機会を増やし、資格証明書を発行する間、短期保険証を発行するなどしてその方の事情を充分把握しなさい、むやみやたらに資格証を発行するものでない。」という国の取扱い方針が出ています。それらに基づいて進めていきます。短期保険証を発行するにあたっては、広域連合と連携を取りながら対応していきたいと思っています。

・高齢者の社会参加の促進のところで市主催の催し物を広げて、生きがいとか健康保持につなげてはどうかという件ですが、今現在流山市では、単位老人会を取りまとめている老人クラブ連合会を通じて催し物は実施しています。市主催については検討させていただきます。

・アンケートの記載についてですが、総論の14ページにアンケート調査から見る高齢者の実態を解説してありますが、この内容の根拠として資料編には調査結果の概要を載せてあります。アンケート調査結果報告書だけで一冊分の分量がありますので、量的に資料編に載せることは困難と考えています。市のホームページで閲覧できるようにすることを検討したいと思います。

委員： 介護保険料の一般徴収の方の平成19年度の滞納額や滞納率をお答えいただきたい。

事務局： 手元に資料を持参していませんので、後ほど確認してご回答します。

・イのパブリックコメントの実施結果について

(事務局からパブリックコメントの実施結果について説明)

議長： ただいまの説明について、ご質問はありますか。

委員： 感想ですが、資料の2ページの3と4については、私は向小金に住んでいます

が、だいたい同じような問題を2・3聞いています。見守り、認知症を含めた見守り、交通網、私が言いたいことを代弁していただいたようで大変心強い。こういう方が市内にたくさんいるのでは、件数的には少ないんですが、貴重な意見と思って拝見いたしました。

・ウの答申案について

(事務局から答申案について説明)

議長： ご意見がありましたらお願いします。

議長： それでは、答申案につきまして採決を取りたいと思います。

答申について賛成をいただけます委員の挙手をお願いします。

全員挙手であります。答申案についてはご了解いただいたということになります。

事務局： さきほどご質問のあった、保険料の滞納額と滞納率についてご説明します。

平成19年度では、普通徴収者、4,900名、入ってくる見込みが1億8,600万円、その内滞納者795名、金額が2,100万円です。

委員： 意外と多いですね。どのような対策が講じられているのですか。

事務局： 保険料については、通常年金から差っ引きをさせていただいているんですが、この方たちについては、そこに達しない所得の方です。通常の催告や督促に加え、納付相談を行っています。更に、昨年9月減免の条例改正し、払えない方には所得に応じて減免制度も適用します。保険料の時効は2年ですので、時効を向かえていない方たちについては、そのような措置をとります。最悪の場合は、給付制限という形で1割負担が3割の負担になります。生活が苦しくて1割負担でも苦しいのに3割になると非常に難しいのでこれらの対象者については、個々の中で対応します。ただし、支払うことができるのに支払わない人には、断固給付制限をさせていただきます。払っている方の納付意欲を削ぐような方には被保険者としても断固戦っていきます。それ以外の方には、個々に相談をさせていただきなだら生活を守って支援します。現行の法律、条例、規則を駆使しながら、さまざまな対応をしていきたいと考えています。

(2) 流山市障害者計画・流山市障害福祉計画の策定について

・アの流山市障害者計画・流山市障害福祉計画(案)について

(事務局から流山市障害者計画・流山市障害福祉計画(案)について説明)

議長： ご意見をお伺いしたいと思います。

委員： 33ページ13番の障害団体の活動拠点の整備というところで、私の記憶が正しければ前回そういう予算は取れないとおっしゃっていたと思いますが、やはり障害者をお持ちの親御さんもかなり私の周りにおりまして、障害をもっているというだけでかなり偏見をもたれると話をきいています。やはり市民の啓発を促すことも考慮して、市役所も建て替えると言われておりますので、活動拠点だけであれば市役所の一画だけでもそういう間借りをできるようなスペースを作っていたならばすごく助かるのではないかと私は思います。

事務局： これは、「障害者団体の拠点の整備に努力します。」ということで計画に入れさせていただきます。障害者団体から出た意見については、もっと大きなそ

れこそ障害者団体だけが使うような大きな施設でして、ちょっとそれでは流山市の身の丈にあったものではないなということで障害者団体との懇談会のときにお話をさせていただきました。ここに計画に載せていますので、今後も拠点づくりについては、例えばシャッター商店街などを活用できないかなど今後引続き検討していきたい。新しい庁舎にはこういったスペースは残念ながら設けられていません。

委員： 25ページの(1)の社会参加の促進のところ、2項目、移動支援の視覚障害者ガイドヘルパー、20年度95名となっています。26年度100人という予定ですが、どのくらいの利用者があるんですか。何年か前から有料になりましたね。高くて使えないという話を聞いているのですが、どのくらいの費用がかかるんでしょうか。

事務局： ただ今資料がありませんので、後ほどお答えします。

委員： 2つ質問があります。第1番目は、利用者にわかりやすい仕組みにして欲しいとういことですが、現在障害者支援課の方から障害福祉サービス受給証という小さいノートを作っていたいてあります。これは、受給している人達が非常に便利に利用していますが、ところが中を見ますと介護給付、訓練等給付、自立支援については触れていますが、地域生活支援事業についてはこの中に入っていない。ですからこれは非常に役に立ちますので、地域生活支援事業もこの中に入れるようにしていただければ、自分がどういうサービスを受けているのか、本人だけでなく保護者・後見人も一目でわかるんですね。障害者支援課で作っていたいてるのは非常に役に立っていると思います。したがってこれを介護保険のサービスも非常に複雑になっておりますので、本人もわかりにくいので、この仕組みをもう少し広げていただけると同時に介護保険にも適用して同じような手帳を市民の受給者に配っていただいたらわかりやすいということで提案したいと思います。第2点は、流山市は人口16万の都市になりますが、これまでの経緯から、例えば養護の特別支援学校、重度の障害者の入所施設は、これも流山市にはございません。近隣他市にはありますが、障害者のための設備がない。いまさら作るのには地価その他考えると財源等非常に難しいということになる。そうすると市の方針で介護保険と障害者支援を計画とを組み入れることについて、介護保険に組み入れることは国が考えるのか、あるいは地方自治で市の方から取り上げてあげて行って特区制度にしていくのか、市のほうで検討したことがあるのかどうか。現実問題として教育で支援が必要な障害児の人たちが、市内にないので通えない。この辺は非常に父兄としては頭の痛い問題となっており、急に両親がなくなり一人になったとき受け入れる施設がない。我々相談を受け、頭の痛い問題である。この辺市の方針としてどんなふう全体像として考えているのか。

事務局： まず1点目のサービスの利用状況やわかりやすい給付の手帳については、国の方の自立支援給付の部分の手帳でございます。市町村の独自のサービスをできる地域生活支援事業の手帳についても今年度予算を取っていたが、受ける側の業者が制度まで組み立てることができないとういことで、21年度には地域生活支援事業のサービスのわかりやすい手帳を作りたいと考えています。2番目の問

題ですが、介護保険を利用したいということですが、深く踏み込んで検討されておりません。これは国の方で検討するべきか、市の方で検討するべきか、とりあえず市の方で制度について詰めていきたいと考えています。

委員： これは1冊になりませんか。2冊手帳を持つとややこしい。1冊だと使いやすい。

事務局： ちょっと難しい。今お持ちのものは、地域生活支援事業と別なもので、全く入りにくい。作るだけでもかなり大変で2冊になる。使いやすいようになることでご理解いただきたいと思います。

- ・イのパブリックコメントの実施結果について  
(事務局からパブリックコメントの実施結果について説明)
- ・ウの答申案について  
(事務局から答申案について説明)

議長： 何か意見ございませんか。

委員： 1番を入れていただいたことについて喜ばしく、感謝します。3番目に文章は別にして「障害者が福祉資源を使いやすい仕組みを策定されたい。」を付け加えていただけたらと思います。

議長： 付け加えることについて事務局どうですか。

事務局： 付け加えます。

委員： 実施主体が2つ3つも分かれているが、施策を進めていくためにどういうふう  
にスムーズにやっていくのでしょうか。

事務局： 障害者支援課については、出ていく場面があれば障害者支援課がリーダーシップを取ってやりたいとおもいます。

委員： 42ページの39の事業に3つの課がありますが、対等で話し合いなのか、どこかでリーダーシップを取ってやるのですか。

事務局： それぞれに実施主体がありますが、あくまで障害者支援計画ですから障害者支援課が連携とり中心となって進めてまいりたいと思います。

議長： それでは、答申案について採決をとらなければなりませんが、さきほど提案がありましたものを加味しまして、答申案を作成したいと思います。皆さんにお諮りしますが、賛成の委員の方には挙手をお願いします。ありがとうございます。挙手全員でありますので、答申案につきまして、修正したものを答申案としたいと思います。先に承認いただいた高齢者支援計画と、ただ今承認いただいた障害者計画・第2期障害福祉計画の2件の答申案につきまして、この後副会長とともに市長へ答申をしたいと思います。

事務局： 先ほどのガイドヘルパーの質問ですが、地域生活支援事業の移動支援に該当し、平成19年度、対象人員は51名、利用時間5,268.5時間、854万4千円、20年度は12月末現在ですが、利用者数が47名、延べ時間が4,044時間、673万2千円となっています。各年度の月平均は19年度が439時間、20年度が494時間となって、10時間程度多少伸びています。利用者負担は、基本的に1割負担ですが、移動支援事業の要綱の中で上限額が決まっています、30分未満、30分から1時間未満、1時間から1時間半未満、それを超えた場合30分ごと細かく分

かれています。身体介護が必要か必要でないかで分かれていて、また、利用する時間によって細かく分かれています。数字としては、身体介護がないものでは、30分未満が800円、1時間未満が1,500円、1時間半未満が2,250円、それを30分超えるごとに750円となっています。

委員： 30分で800円は個人が負担する額ですか。その1割ですか。

事務局： 上限額です。

委員： 収入によって負担額が変わってくるんですか。

事務局： 支給量の1割です。30分の基準が5千円だとすれば500円、その平行して他を別に利用した場合800円を超える場合がありますが、それでも上減額が800円ということです。

委員： 朗読グループで目の見えない方にいろいろなものを読んでさしあげているんですが、制度ができてから費用がかかるので、知っている限りではガイドヘルパーを使わなくなっています。その負担がしょっちゅうじゃないけれど私たちにきまして、帰りに送りましょうか、そうゆうふうになっています。ガイドヘルパーを毎年増やしていますので、そんなに利用があるのかなと思って質問をしました。

事務局： 自立支援法の1割負担からかなり増えていることも部分あるかと思います。特別対策で軽減措置が図られていますので、ご理解をお願いします。

議長： それでは以上をもって第5回流山市福祉施策審議会を終わります。